

特定施設に関する届出

書類番号	届出名	届出の期限	届出の内容	届出を要する場合	備考
1-1	公共下水道使用開始(変更)届	あらかじめ	①排除場所及び排水口数 ②排出汚水の水量及び水質 ③開始(変更)年月日 ④処理方法及び処理名称	・排除する汚水の量が、最も多い日で50㎡以上ある場合。 ・公共下水道へ流す汚水の水質(処理前の水質)が基準に1項目でも適合しない場合。 (法第11条の2第1項)	
1-2	公共下水道使用開始届	あらかじめ	①排除場所及び排水口数 ②開始年月日 ③特定施設の種類の	上記に該当しないが、特定施設を設置するとき。 (法第11条の2第2項)	1-1の書類を提出する場合は不要
2	特定施設設置届出書	設置しようとする日の60日前まで	①(個人の場合)氏名及び住所 (法人の場合)名称、住所及び代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地 ③特定施設の種類の ④特定施設の構造 ⑤特定施設の使用方法的	工場又は事業場に特定施設を設置しようとするとき。 (法第12条の3第1項)	届出が受理された日から60日経過後でなければ着工できません。ただし、この期間を短縮できる場合があります。(法第12条の6)
2	特定施設使用届出書	・特定施設となった日から30日以内 ・公共下水道を使用することとなった日から30日以内	⑥特定施設から排出される汚水の処理方法 ⑦公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統	・既設の施設が特定施設に指定された場合。(法第12条の3第2項) ・新たに公共下水道を使用することとなった場合。(法第12条の3第3項)	
2	特定施設の構造等変更届出書	変更しようとする日の60日前まで	変更しようとする事項	2の「届出の内容」のうち、④、⑤、⑥又は⑦のいずれかを変更しようとするとき。(法第12条の4)	
3	除害施設の新設等及び使用の方法の変更届出書	設置しようとする日の60日前まで	①(個人の場合)氏名及び住所 (法人の場合)名称、住所及び代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地 ③工場又は事業場の概要 ④除害施設の構造 ⑤除害施設的使用方法的 ⑥日平均排水量 ⑦処理水質項目	除害施設を新設、増設、改築又は使用の方法の変更をしようとするとき。(条例第4条第2項)	・別紙は特定施設と共用することができます。 ・事業場によっては不要の場合があります。
4-1	届出別紙	設置・使用・構造等変更の届出書と同時	特定施設設置届出書の④～⑦の項目、除害施設の新設等及び使用の方法の変更届出書の③～⑤の項目	2、3の届出書を提出するとき。	事業場によって記載の内容が異なります。
5	実施制限期間短縮申請書	設置届出書提出後速やかに	実施希望日と短縮理由	2、3の届出書の受理後から着工までの期間を短縮しようとするとき。(法第12条の6)	届出から60日以内に工事等を着工したい場合に提出してください。
6	工事完了届出書	完了した日から5日以内	完了した事項	2、3の届出をした場合、当該届出に係る工事等が完了したとき。(規則第11条第2項)	
7	水質管理責任者選任等届出書	選任・変更後速やかに	①工場又は事業場の名称及び所在地 ②水質管理責任者の氏名及び役職名 ③水質管理者への連絡方法 ④資格内容	特定施設又は除害施設を設置した場合、水質管理責任者を選任又は変更したとき。(条例第10条)	・添付書類として別途資格を証する書面の写しが必要です。 ・選任が免除される場合もあります。
8	氏名変更等届出書	変更した日から30日以内	変更した事項	2、3の「届出の内容」のうち、①又は②のいずれかを変更したとき。(法第12条の7)	
9	承継届出書	承継があった日から30日以内	承継の原因 (譲り受け、借用、相続、合併、分割)	2、3の届出をした者の地位を承継したとき。 (法第12条の8第3項)	
10	特定施設・除害施設使用廃止届出書	廃止した日から30日以内	廃止した特定施設又は除害施設に関する事項	特定施設・除害施設の使用を廃止したとき。 (法第12条の7)	

※法:下水道法 条例:東久留米市下水道条例 規則:東久留米市下水道条例施行規則